

BRIGHT

本日のテーマ

BRIGHT

ブライダル法務セミナー

沖縄開催

10/19
THU



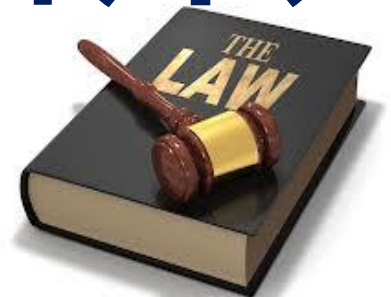
実は沖縄の皆様には
謝らねばならないことがあります…。

経済産業省のリリース

開示日： 8月15日(火)

前回の第6回セミナー

開催日： 8月17日(木)



(1) そもそも『美容師法』はどんな法律か？

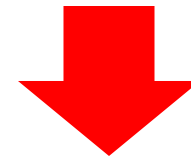
まとめると・・・

「公衆衛生向上」を目的に『美容師法』が定められた

① やれる「人」の制限

② やれる「場所」の制限

でも「例外」が認められている！



「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」は例外的に外でもOK！

(2) 今般何が問題とされたのか？

③ 経済産業省はなんと回答したのか？



Q1 2週間程度前のメイクリハは「例外」にあたるのか？

A1 「儀式の直前」ではない。

リハ自体も「儀式」ではない。

Q2 フォトウェディングにおけるヘアメイクは「例外」にあたるのか？

A2 「フォトウェディング」は記念写真で「儀式」ではない。

ということは・・・？

美容所外での
メイクリハや
ヘアメイクは
美容師法違反

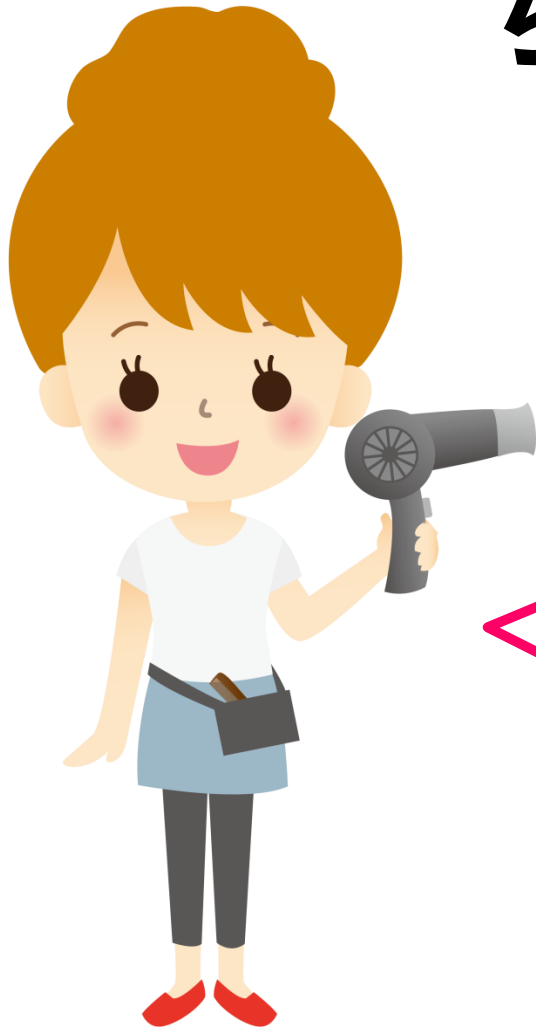


ちょっと待って！①



映画やドラマの
ロケにおける
ヘアメイクは
なぜよいの？

ちょっと待って！②



デパートの
化粧品販売員
問題ないの？

ちょっと待って！③



美容師免許なく
「着付け」は
問題ないの？

ちょっと待って！④

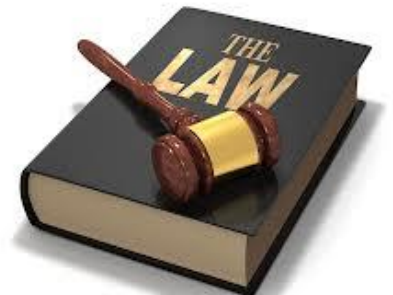


お姉さんが
花嫁の妹に
ヘアメイク。
問題ないの？

沖縄ブライダル法務セミナー vol.7

- ① お昼の部 13:15～14:45
(あと2席)
- ② 夕方の部 15:15～16:45
(あと10席)

会員／2,000円



お知らせ



日本初のブライダル事業専門の
総合法務サービス

BRIGHT



ブライダル業界の守護神たれ。